

## 郡山市消防団機能別団員に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年郡山市条例第38号）第1条の2第2号に規定する機能別団員について必要な事項を定める。

### (事務)

第2条 機能別団員の事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消火活動における初期消火活動及び後方支援活動
- (2) 大規模災害時における消防団活動
- (3) 防火広報活動
- (4) その他市長が特に必要と認める事務

### (種別)

第3条 機能別団員の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害等対応団員 前条第1号及び第2号に規定する事務を行う機能別団員
- (2) 防火広報活動団員 前条第3号に規定する事務を行う機能別団員

### (資格)

第4条 災害等対応団員は、過去に消防団員としての経験が5年以上ある者又は市長が特に認める者とする。

### (所属)

第5条 災害等対応団員は郡山市消防団の組織等に関する規則（昭和42年郡山市規則第24号）別表第1に掲げる管轄区域の区分に応じ、その居住地を管轄する地区隊に所属（以下「所属する地区隊」という。）するものとし、防火広報活動団員は団本部に所属する。

### (活動範囲)

第6条 災害等対応団員の活動範囲は、所属する地区隊の区域内とする。ただし、消防団長が必要と認める場合は、この限りでない。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、機能別団員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。